

運動部活動の在り方に関する方針

愛媛県立伊予農業高等学校

本方針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」に測り、本校における運動部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 各運動部活動の活動方針及び年間の活動計画等を学校のホームページに掲載し公表する。
- (3) 校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な指導の実施

- (1) 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、コンプライアンスを遵守する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から気温・湿度などの環境条件に配慮し、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応する。
- (3) 運動部顧問及び生徒に対して、事故発生時における応急手当等の周知を徹底し、心肺蘇生法（AEDの使用も含む）に関する研修を実施する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえた基準とする。
- (2) 各学期中は、週当たり1日以上以上の休養日を設ける。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。） 考査発表期間中や考査期間中（活動する場合は許可願を提出する必要がある。）、また、長期休業中の休養日を含めて、年間を通して、週当たり2日に相当する総休養日数を確保するよう努める。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- (4) 1日の活動時間は、平日は2時間30分程度、休業日は3時間30分程度までとし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（具体的な時間は規定集に記載している。） なお、大会前等において、活動時間の延長を認めればこの限りではない。（延長する場合は許可願を提出する必要がある。）

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

多様な生徒のニーズに応えるために、運動部が設置されていない競技や学校外での活動をしている生徒が各種大会等への参加を希望する場合は、その活動状況を考慮し、参加できるよう配慮する。